「田野運動公園等施設」
個別資料

指定管理者　たのたい共同企業体

令和9年度　田野運動公園等施設　年間調整行事の申込について

1　申込書提出先

〒889－1702　宮崎市田野町乙10905－26　田野体育館内　たのたい共同企業体　あて
TEL：(0985)86－0220　Eメール：murakami@j-rec1986.co.jp　　hp：http://www.tanotai.jp/
※メールでの申込については、受信後 3 日程度(年末年始除く)を目安に下記の内容を返信します。
①メールを受信したこと
②仮予約通知(結果)の郵送予定日時
※上記の日程を過ぎても申込施設からメールの返信がない場合は施設への問合せをお願いします。
※田野運動公園施設月曜平日休館日

2　申込み期間

令和8年12月1日(火)　～　令和9年1月10日(日)　1月10日必着(郵送時)
※月曜日は休館日のため火曜日以降に確認いたします

3　申込にあたって

(1)申込書の種類及び申込方法

申込書は持参・郵送・メールのいずれかでお願いします。**※FAX不可**
お申し込みは、申込書(A)をご使用ください。不足する場合は、コピーいただくか申込書(B)をご使用ください。用紙が不足する場合はコピーして使用してください。
※申込書の規格は、「A4判」とします。規格外での申込書は整理の都合上受け付けしません
※11月24日(火)より田野運動公園ホームページにて申込書のダウンロードが可能です

(2)使用時間帯など

使用時間には「準備及び後片付け」の時間も含まれます。使用日が2日以上にわたる場合競技用具を設置している時間は、すべて使用時間帯となります。
開場時間は各施設共に午前9時からとなります。開場時間前に使用を希望する場合は、事前協議が必要です。なお使用申込みについては、2区分以上連続しての申込となります。

【使用時間区分】

●午　前●　9:00～12:00
●午　後●　13:00～17:00
●夜　間●　18:00～22:00

【例】「午前・午後の使用」「午前・午後・夜間の使用」「午後・夜間・翌日午前の使用」

(3)休館日

毎週 **月** 曜日(月曜日が祝祭日の場合は翌平日)、12月29日～1月3日(年末年始)
大会日程等は、休館日を避けて計画してください。

(4)その他

雨天時、施設によっては観覧席などを幼稚園・小学校等の遠足昼食に開放する場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

4 申込書の記載要領

(1)申込団体等の記入

① 申込団体名 ・・・・・申込団体の正式な名称を記入してください。

② 所　在　地 ・・・・・申込団体の所在地を記入してください。

③ 事務担当者 ・・・・・大会等の日程調整等を担当される事務担当者の氏名を記入してください。

※9年度担当者(会計・責任者・代表連絡者)の氏名を記載してください

④ 同　住　所 ・・・・・文書送付先を事務担当者宛にする場合に記入してください。

※申込団体の住所と同一の場合には、記入する必要はありません

⑤ 同　電　話 ・・・・・担当者の電話番号(携帯電話・職場・自宅等いずれか)を記入ください。

※携帯番号は必須です

(2)申込み欄の記入

① 使用月日

第1希望、第2希望及び第3希望を記入してください。

※第2・第3希望がなければ記入は不要です。

但し、調整の選択肢が広がる為できる限り第3希望まで記入してください

※予備日も使用料が発生します

※第2希望で同一施設内の競技施設を変えたい場合、改行して第2希望日欄を第1希望日と同日とし、競技施設を変えてください。第3希望についても同じ要領で記入してください

② 大会名称

大会名は、大会の内容・規模が分かるように省略しないで記入してください。

(例:第40回宮崎市剣道大会、第5回宮崎県卓球大会、九州社会人バレー大会　等)

また、大会名称の欄の“参加範囲”については、「全国・西日本・九州・県・市」のいずれになるのかを、必ず明示（〇で囲む）してください。

※明示がない場合優先度に影響しますのでご注意願います

※新規大会を実施予定の団体は、使用許可申請と同時に、「大会要項」を提出してください。

③ 競技種目

競技種目を記入してください。種目が複数の場合、改行して記入してください。

④ 参加人員及び対象者

おおよその参加人員を記入し、「一般」「高校生」「中学生以下」の対象別に〇で表示してください。尚、混合の場合には、双方とも〇で囲んでください。

⑤ 使用申込施設

各施設と調整の場合に必要です。必ず選択してください。

「　田　の　み　」・・・・田野だけ申込む場合。

「　田　と　他　」・・・・田野とその他施設の両方を申込む場合。

「田または他」・・・・どちらか一方確保できればいい場合。

※記入がない場合、申請された施設のみ使用と判断させていただきます。

⑥ **備考欄**

上記⑤で、「○○と他」「○○または他」で申込をされる団体は、この備考欄に“他”に申込みをした施設名を必ず記入してください。また、使用区分の時間を越えて、使用時間延長を希望する場合にも、備考欄に記入してください（別添資料の申込書記入例の備考欄参照）

⑦ **整理番号**

記入の必要はありません。

◆年間調整について◆

1 年間調整で取り扱う行事

① 公的団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
② 年間行事として使用場所を確定しておかなければ、開催に支障をきたす行事とします。
③ 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの2区分以上連続して使用する行事とします。
④ 宮崎市及び(公財)宮崎市体育協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含みますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

注）「宮崎市民スポーツ大会」については、（公財）宮崎市スポーツ協会が一括して申込みをしますが、仮予約後の使用許可申請は、各競技団体で手続きをするようにしてください。

2 対象施設

（A）スポーツランド推進課所管	（B）公園緑地課所管
・生目の杜運動公園　・久峰総合公園 ・清武総合運動公園　・田野運動公園 ・天ヶ城公園　・総合体育館 ・北部土地区画整理事業記念体育館 ・南部土地区画整理事業記念体育館 ・佐土原体育館　・佐土原西体育館 ・田野体育館 ・B&G海洋センター体育館 ・清武体育館 ・加納スポーツセンター ・サンスポーツランド高岡 ・佐土原西運動公園	・阿波岐原森林公園 国際エントランスプラザ多目的広場、 テニスコート ・萩の台公園 軟式野球場、多目的スペーツ広場 ・大淀川市民緑地（田吉地区） 軟式野球場、ソフトボール場、 サッカー、多目的グラウンド ・大淀川市民緑地（大塚地区） 多目的広場 ・大淀川市民緑地（下小松地区） 多目的広場、サッカー、ソフトボール場、 軟式野球場 ・出水口公園 ソフトボール場、野球場 ・山内川緑地 ラグビー場、軟式野球場

3 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

順　位	基準
第１順位	・プロスポーツキャンプ、試合等 ・「国民スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」関連大会 （宮崎市国スポ・障スポ準備課が認めるもの）
第２順位	・全国及び九州規模のスポーツ大会等 ・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等 ・市、市体育協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等
第３順位	・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※） ・県主催のスポーツ大会等
第４順位 （B）施設は対象外	・上記以外

※）市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より参加者を集めた大会等とする。**個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会も該当しない。**

4 仮予約通知、申込取消及び変更

(1) 令和9年2月上旬（第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分）
令和9年3月上旬（6月以降分） ※上記郵送にて通知します。

(2) 仮予約後の取消申し出は、使用月の3か月前の末日までとします。
【例】使用月８月で仮予約後の取消申し出は、5月末までに行うことになります。

(3) 仮予約通知書の申請期限は使用月２か月前の18日までです。使用料同時納付となります。
【例】使用月９月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。
期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。
（使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めにお願いします。）
※但し、4月分の支払いは5月分の支払い期限と同じ3月18日までとする

(4) 使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、
「★変更・取消にともなう使用料の還付について」のとおりとなります。
なお、上記(3)の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず大会の開催実施要項を必ず提出ください。

(5) 令和9年4月１日より、備品使用料を徴収する予定となっております。
料金の詳細につきましては、決まり次第ホームページにてお知らせいたします。

★変更・取消にともなう使用料の還付について

田野体育館	使用日の14日前まで	使用料の8割を還付します
	使用日の　7日前まで	使用料の5割を還付します
	～　使用日まで	※還付はありません
運動公園 B&G体育館	使用日の15日前まで	使用料の5割を還付します
	～　使用日まで	※還付はありません

※還付金は施設窓口で還付手続きを経て、使用者の方が指定した口座へ振り込まれます。
上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例（体育館の場合）、宮崎市都市公園条例（運動公園の場合）に規定されています。

（例）体育館の使用日が9月10日の場合、使用日の7日前までとは？

＜期間の遡乃計算＞

	取消日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
								起算日	

取消日と使用日の間に7日間必要となります。

よって、この場合は、9月2日が「体育館の使用日の7日前まで」の日となります。

◆田野運動公園施設　施設概要◆

（※年間調整申込み対象施設以外も含めて記載）

●田野運動公園●　102,675㎡

・多目的広場（サッカー1面・ソフトボール3面・400mトラック）　※夜間照明なし（持込み有料）
・野球場（両翼94m、中堅120m）※夜間照明・スコアボードあり（有料）
・テニスコート（クレーコート2面・砂入人工芝コート2面）　※夜間照明なし、年間調整対象外
・武道館（剣道場・柔道場）　※年間調整対象外
・弓道場（6人立）　※年間調整対象外

●田野体育館●　競技場面積（30m×33．5m）　※観客席あり

・フットサル	1面	・ハンドボール	1面
・バレーボール	2面	・バドミントン	6面
・ミニバレー	6面	・ミニテニス	6面

※バスケットボール不可（上記以外の競技については施設へ問合せください）

●B&G海洋センター体育館●　競技場面積（30．9m×23．5m）※観客席なし

・バスケットボール	1面	・バレーボール	2面
・バドミントン	3面	・ミニバレー	3面

※フットサル・ハンドボール不可（上記以外の競技については施設へ問合せください）
※面積及び駐車場数の制限により大規模大会の申込みは原則不可

●B&G 海洋センタープール●　732.28 ㎡　※年間調整対象外

・25m×13m　6コース

※田野運動公園等施設をご利用の皆様へ※

各施設の規約（注意事項）につきましては、当ホームページよりご確認できますので事前に主催者より各チームへの周知のご協力を宜しくお願い致します。また、施設利用時に持ち込んだ備品（道具）、持込んだ弁当やお菓子等のゴミは各自で必ず持ち帰りをお願いします。